

令和7年 富士見町 告示

第 135 号

令和7年度富士見町定額減税補足給付金(不足額
給付)支給事務実施要綱をここに公布する。

令和7年7月22日

富士見町長 名 取 重 治

令和 7 年度富士見町定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する低所得者支援定額減税補足給付金(不足額給付)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 富士見町定額減税補足給付金(不足額給付)(以下「調整給付金(不足額給付分)」という。)は、定額減税補足給付金(調整給付)(以下「調整給付金(当初給付分)」という。)の支給額に不足が生じる者等に対し、富士見町によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第 3 条 調整給付金(不足額給付分)の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和 7 年 1 月 1 日時点で富士見町に住所を有する者(富士見町の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割(以下「個人住民税所得割」という。)が課される者等を含む。)とする。ただし、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)上の非居住者並びに令和 6 年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額(1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3 万円に、その者の令和 6 年 12 月 31 日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年分所得税額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 3 の 3 第 1 項の規定がないものとした場合における令和 6 年分の所得税の額をいう。以下同じ)を差し引いた額

イ 1 万円に、その者の令和 5 年 12 月 31 日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年度分個人住民税所得割額(地方税法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。)を差し引いた額

ウ 調整給付金(当初給付分)の額(調整給付金(当初給付分)を辞退等した者にあつては、調整給付金(当初給付分)を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金(当初給付分)給付対象外であった場合、0 円とする。)

(2) 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が 0 円であり、令和 6 年

分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 48 万円を超える者

- (3) 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が 0 円であり、地方税法第 32 条第 3 項及び第 313 条第 3 項の規定による青色事業専従者又は同法第 32 条第 4 項及び第 313 条第 4 項の規定による事業専従者である者
- (4) 前 3 号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和 5 年 11 月 29 日付け府地創第 327 号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

2 第 1 項第 1 号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和 7 年度分個人住民税課税情報から推計した令和 6 年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第 1 項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第 1 項第 2 号及び第 3 号においては、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 令和 6 年分所得税額又は令和 6 年度個人住民税所得割額が 0 円でない者
- (2) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）
- (3) 令和 5 年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和 6 年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

（支給額）

第 4 条 前条第 1 項第 1 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は同号アを、令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は同号イを、それぞれ 0 円とする。また、令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日時点で富士見町に住所を有する者（富士見町の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを 0 円とする。

2 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4 万円とする。ただし、令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日時点で富士見町に住所を有する者（富士見町の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3 万円とする。

- 3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金（当初給付分）の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される調整給付金（不足額給付分）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）。
- 4 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年8月1日とする。
- 5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、第8条第2項に規定する提出期限までに申し出があり、修正が認められるものに限り、同項に定める調整給付金（不足額給付）の金額算定に使用する数値を修正する。

（受給権者）

第5条 調整給付金（不足額給付分）の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（支給申請）

第6条 第3条第1項第1号に規定する者は、調整給付金（不足額給付分）支給確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）を提出するものとする。

2 第3条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する者は、調整給付金（不足額給付分）申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を提出するものとする。

3 確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第4号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号、第2号又は第3号による支給が困難な場合に限り行う。

（1）郵送方式 提出者が確認書等を郵送により富士見町に提出し、富士見町が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（2）窓口方式 提出者が確認書等を富士見町の窓口に出し、富士見町が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（3）オンライン方式 提出者が確認書等を富士見町が管理する「LoGo フォーム」により富士見町に提出し、富士見町が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（4）窓口現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により、又は富士見町の窓口において富士見町に提出し、富士見町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 提出者は、確認書等の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出することにより、提出者本人であることを証するものとする。

第6条の2 富士見町は、前条の規定にかかわらず、調整給付金（当初給付分）を支給した

者、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）第 10 条の特定公的給付に係る公金受取口座情報を取得できた者等であって、第 3 条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせ（様式第 3 号。以下「支給のお知らせ」という。）により調整給付金（不足額給付分）の通知を行うことができる。

- 2 前項による支給対象者は、支給の通知を受けた際、調整給付金（不足額給付分）受給辞退の届出書（様式第 4 号）による受給の辞退又は調整給付金（不足額給付分）支給口座登録等の届出書（様式第 5 号）による登録口座の変更を申し出ることができる。
- 3 富士見町長は、第 1 項の規定による支給のお知らせにより通知した期日までに前項の届出等がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金（不足額給付分）を支給することができる。

（代理による確認書等の提出等・受給）

第 7 条 支給対象者に代わり、代理人として第 6 条の規定による確認書等の提出及び調整給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
 - (2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で富士見町長が特に認める者
- 2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。また、この場合、富士見町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
 - 3 富士見町は、第 1 項第 1 号及び第 2 号の者にあつては、富士見町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書等の提出の期限）

第 8 条 確認書等の提出期限は、令和 7 年 10 月 31 日とする。

- 2 事務処理基準日以降に生じた第 2 条第 1 項第 1 号ア及びイに掲げる額の修正等の申し出期限は、令和 7 年 10 月 31 日までとする。

（支給の決定）

第 9 条 富士見町長は、第 6 条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

（調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知等）

第 10 条 富士見町長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い）

第 11 条 富士見町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第 8 条第 1 項の提出期限までに確認書等の提出等が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 富士見町長が第 9 条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、富士見町が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第 12 条 富士見町長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金（不足額給付分）の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 13 条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 14 条 この要綱の実施のために必要な事項は、富士見町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

氏名 様 発行日 令和 年 月 日
現住所 富士見町長

調整給付金（不足額給付分）（※）支給確認書

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、令和7年10月31日までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。
審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

右下の2次元コードからオンライン申請することにより確認書の返送に替えることができます。
オンライン申請を行う場合には、本確認書の返送は不要です。

支給方法

支給日

支給口座

支給額

※空欄の場合は、裏面で振込口座を選択してください。

令和7年1月1日時点で当市区町村に住所が無い場合は、二次元バーコードによるオンライン申請は行えません。

（1）調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額（①）	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額（②）	控除不足額計（③） （①＋②）
	円＋	円＝	円
注）「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			令和7年の所要額（④） （上記③を1万円単位に切上げ） 円
支給額	令和7年の 所要額（④）	調整給付金（当初給付分） 支給額（令和6年）	調整給付金（不足額給付分） 支給額
	円－	円＝	円

- 各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書など）の写し（コピー）を添えて返送期限までに提出ください。
- 上記の回答期限までに返信がない場合は、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。
- 本給付金を受給しない場合は、以下のチェック欄（□）にレを記入してください。

【私は給付金を受給しません □】

【制約事項・確認事項】 ※該当する方のみ

- ☐ 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。
※上記は令和5年所得について未申告の方のみ、該当する場合にチェック（レ）してください。
- ☐ 令和6年度に「新たに非課税（または均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正（非課税⇒課税）がありました。
※調整給付金（不足額給付分）の支給対象とならない場合があります。
- ☐ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

上記記載内容に異議ありません。

氏名	確認日	令和 年 月 日	日中に連絡可能な 電話番号
----	-----	----------	------------------

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

（市区町村使用欄）受付No.



裏面に続きます

(2) 給付金の振込先口座の変更等

表面上部の「口座欄」に印字が無い場合または、記載されている口座を既に解約しているなどの理由で異なる口座への振込を希望する場合には、以下のチェック欄（□）にレを記入してください。

- 下記の口座への振込を希望します。
長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【受取口座記入欄】

下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類、本人確認書類の両方を必ず添付してください。
ゆうちょ銀行を選択される場合は「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

金融機関コード	支店コード	分類	口座番号（右詰めでご記入ください。）
		1. 普通 2. 当座	
金融機関名	支店名	口座名義人	上段（フリガナ）※必ずご記入ください。
			下段 名義人漢字
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本店 支店 本所 支所 出張所		

（注）金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、調整給付金担当までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

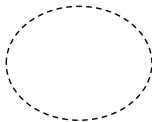
【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	本人との関係	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成	
			年 月 日	
日中に連絡可能な電話番号（ ）				
上記の者を代理人と認め、調整給付金の（ 確認・請求 受給 確認・請求及び受給 ）を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。			本人氏名	署名

提出書類

- 『調整給付金（不足額給付分）支給確認書』（この用紙）
※ 必要事項をご記入ください。
□ 氏名、確認日、連絡先電話番号（1枚目表面）
□ 振込口座（1枚目裏面（1枚目表面の口座欄が空欄の場合などに記入））
- 『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』
※ 確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
□ 本人確認書類等貼付用紙の氏名記載
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- 【表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ】
- 『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し（コピー）』
※ 給付額算出に必要な税額や扶養親族数がかかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。
- ※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れ、提出書類の不備はありませんか。
（記入漏れ・チェック漏れ、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

受付No.
発行日： 令和 年 月 日



調整給付金（不足額給付分）（※）申請書

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (R7年度個人住民税の課税市区町村)	
富士見町	長宛

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

右下の2次元コードからオンライン申請することにより確認書の返送に替えることができます。
オンライン申請を行う場合には、本申請書の返送は不要です。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分非課税世帯（又は均等割のみ世帯）向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック（レ）してください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円^(※)が支給されます。
- ① 富士見町における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

- 調整給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等するため、富士見町が必要な住民基本台帳②情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

申請期限: 令和7年10月31日

(フリガナ)		性別	生年月日	現住所
氏名				
		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	フリガナ	本人との関係	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名			
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付分)の申請書の提出を委任します。			本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座（原則、1. の申請者の口座とします。）
以下の【受取口座記入欄】に口座情報を記入してください。

【受取口座記入欄】

下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類、本人確認書類の両方を必ず添付してください。
ゆうちょ銀行を選択される場合は「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

金融機関コード	支店コード	分類	口座番号（右詰めでご記入ください。）
		1. 普通 2. 当座	
金融機関名	支店名	口座名義人	上段（フリガナ）※必ずご記入ください。 下段 名義人漢字
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本店 支店 本所 支所 出張所		

（注）金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、調整給付金（不足額給付分）担当までお問い合わせください。

提出書類

- ☐ 『調整給付金（不足額給付分）申請書』（この書類）
※ 必要事項をご記入ください。
 - ☐ 誓約・同意事項のチェック欄（□）にレを記入（表面中段）
 - ☐ 申請者（または代理人）の氏名など（表面下部）
 - ☐ 振込口座（裏面上部）
 - ☐ 署名（裏面下部）
- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し（コピー）』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。
- ☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し（コピー）等』
※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご注意ください。
- ☐ 『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※ 「2. 振込口座」で②をチェックした場合のみ添付してください。
※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
（チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

【署名欄】

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

令和 年 月 日

申請書番号

様

現住所

富士見町長

調整給付金（不足額給付分）（※）支給のお知らせ

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支給方法
支給日
支給口座
支給額

調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額（①）	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額（②）	控除不足額計（③） （①＋②）
	円＋	円＝	円
注）「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			↓ 令和7年の所要額（④） （上記③を1万円単位に切上げ） 円
支給額	令和7年の 所要額（④）	調整給付金（当初給付分） 支給額（令和6年）	調整給付金（不足額給付分） 支給額
	円－	円＝	円

以下のいずれかに該当する場合は、令和 年 月 日までに案内（1枚目）の
お問い合わせ先までご連絡ください。必要書類を送付いたします。
ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

- 本給付金を受給しない場合
- 振込口座を変更する場合
- 各数値について重大な相違を認める場合

調整給付金(不足額給付分)受給辞退の届出書

富士見町長 殿



- 1. 私は、「調整給付金(不足額給付分)」の受給について辞退することを、ここに届け出ます。
- 2. 本届出により、「調整給付金(不足額給付分)」の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

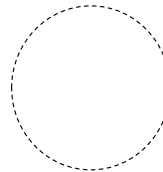
届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、
介護保険証、パスポート等の写し
（いずれか1つ）

調整給付金(不足額給付分)支給口座登録等の届出書

富士見町長 殿



1. 私は、下欄の事項に誓約・同意の上、「調整給付金(不足額給付分)」の支給を希望する口座情報を、ここに届け出ます。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ()

2. 新規振込先指定口座(原則、1. の届出者本人名義の口座に限る。)

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
				※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信託 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 富士見町が支給決定をした後、本届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年10月31日までに、富士見町が届出者に連絡・確認できない場合に調整給付金(不足額給付分)が支給されないことに同意します。

提出書類

- 『調整給付金(不足額給付分)支給口座登録等の届出書』(この用紙)

※必要事項をご記入ください。

- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

- 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

本人確認書類等貼付用紙

氏名	
----	--

※下欄の枠に入りきらない場合は、この用紙の裏面に貼付けていただくか、
この用紙に貼付けずにそのまま返信用封筒に入れてください。

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し